

〔資料〕

最高裁において平成二六年に確定した死刑判決一覧

永 田 憲 史

最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成一九年（二〇〇七年）末までに確定した死刑判決の一覧⁽¹⁾、最高裁においてその後⁽²⁾に確定した死刑判決一覧の補遺として、最高裁において平成二六年（二〇一四年）に確定した死刑判決を紹介することとした。いずれも、最高裁判所裁判集刑事（裁判集刑、集刑）三二三号乃至三二五号に掲載されたものである。⁽³⁾
なお、死刑選択基準に関する分析については、拙著をご覧いただきたい。

一、紹介方法及び凡例

紹介方法及び凡例は、先に紹介した一覧と同様とした。すなわち、被殺者数三名以上の事案、被殺者数二名、被殺者数一名の事案に分けて紹介する。また、被殺者数二名及び被殺者数一名の事案については、死刑選択基準を考察する上で重要であると考えたため、犯行の目的別に分類した。

事案の概要は、確定した判決の判決文によった。審級間で量刑が異なった事件については、できる限り、審級ごとに判示された量刑事情について紹介することとした。

最高裁において平成二六年に確定した死刑判決一覧

《凡例》

【被殺者数——同一被殺者数・同一類型中の判決順】

*判決順の番号は、永山事件第一次上告審判決以降の通し番号とする。

J…犯行当時少年

Li…無期懲役で服役後、仮出獄・仮釈放中の犯行

二、被殺者二名以上の事案

【16-2】 最判平二六年三月六日裁判集刑三二三号一七頁

個室ビデオ店において自殺を図ろうと放火、一六名を殺害。店舗は全焼。多数の死者が出ることを確定的には認識せず。前科なし。捜査段階終盤から放火を否認、真摯な反省の態度なし。

【5-8】 最判平二六年三月一四日裁判集刑三二三号二三五頁

【4-13】 最判平二二年七月一〇日裁判集刑二九七号五九頁、【4-21】 最判平二五年六月七日裁判集刑三一一号一頁の共犯者。対立する暴力団の元幹部を殺害しようとしてスナックで拳銃を発射させ、一般客三名を含む四名を殺害、元幹部ら二名に重傷を負わせる殺人未遂。発砲事件に関与した組員が命令に従わなくなったことから、制裁及び口封じのため、射殺させる。他に火炎瓶による放火、拳銃発射による殺人未遂等。共犯、暴力団組長として首謀、実行犯らに具体的指示。組織性、計画性。暴力団組織の幹部が一部の遺族と和解。責任回避の言動に終始、真摯な反省の情なし。

【3-29】 最判平二六年九月二日裁判集刑三二四号二六七頁

第一審裁判員裁判、裁判員裁判で死刑が言渡された事件で初めて最高裁で死刑判決が確定。高利貸しを中心とする事業グルー

プの専務を昏睡状態に陥らせたところ、その妻に不審を抱かれたため、同女をロープで絞殺、昏睡状態の専務と就寝中の会長を同様に絞殺、現金約四〇〇万円を強取、死体遺棄。従業員らで共謀、準備段階の当初から主導者の相談相手、専務の妻と会長の殺害を実行、利益配分にも与る、重要で必要不可欠な役割。主導者も死刑判決を受けて上告中、従属的な共犯者は第一審で死刑判決を言渡されるも、控訴審で破棄自判されて無期懲役とされ、上告審でも維持されて確定（最決平二七年二月九日公刊物未登載、LEX/DB 登載）。綿密とは言えないまでも計画性。会長宅で住込みで働くも、給料の不当な天引きや暴力的扱いに我慢を強いられてきた事情。両親が慰謝の措置。反省。

【3-30】 最判平二六年一〇月一六日裁判集刑三一五号八七頁

第一審裁判員裁判。義母との同居生活から逃れたいと思い悩んだ末に、長男の頸部を両手で締め付けて瀕死の状態にした上で、浴槽の水中に沈めて窒息死させ殺害、死体遺棄。妻の頸部を洋包丁で刺突した上で、ハンマーで後頭部を殴打して頭蓋骨を粉碎して脳挫滅により殺害。義母も同様にハンマーで殺害。強殺であるかのように偽装。義母から理不尽な非難を向けられる等、同情の余地。遺族が厳しい処罰感情。前科なし、犯罪性向強いとは言えない。反省。

三、被殺者二名の事案

(c) その他の利欲目的

【2c-50】 最判平二六年二月二日裁判集刑三一五号一九五頁

第一審裁判員裁判。同棲中の不倫相手に無断で使い込んだ約九九〇万円の返済を迫られたため、債務の支払を免脱しようとして頸部を両手で圧迫して窒息死させて強殺。四年四か月後、別れ話のもつれから、別の不倫相手の頸部を両手で圧迫して窒息死させて殺害、死体遺棄。一人目の不倫相手のキャッシュカード等を使って約二三五八万円を引き出す等した窃盗、有印私文書偽造、

最高裁において平成二六年に確定した死刑判決一覧

同行使、詐欺。一人目の不倫相手はドラム缶に入れられ、五年後に発見、遺体は死蝟化。いずれも計画性なし、突発的犯行。殺害後の犯情悪い。遺族の処罰感情厳しい。謝罪の意思、反省の態度。

(e) 愛憎ほか

【2e-17】 最判平二六年六月二三日裁判集刑三二四号一頁

子どもの頃に飼った犬が殺処分にあったこと等の仇討ちの考えを抱き続けていたところ、厚生労働行政一般に対する不満等を募らせ、元厚生労働事務次官と妻を包丁で刺突して殺害。別の元厚生労働事務次官の妻を刺突して殺人未遂、重篤な後遺症を負わせる。元社会保険庁長官で元最高裁判事の自宅近辺に刃物等を積み込んだ自動車で赴く殺人予備、銃砲刀剣類所持等取締法違反。極めて高い計画性、周到な準備。罰金前科以外の前科なし。社会へ衝撃。

四、被殺者一名の事案

なし。

(1) 拙稿「最高裁において永山事件第一次上告審判決以降に確定した死刑判決一覧(裁判集刑二九二号まで)」関西大学法学論集五九卷一号(二〇〇九)一〇九頁以下。犯行当時少年の被告人に対する死刑判決の一覧として、同「最高裁において第二次世界大戦終戦後に犯行当時少年の被告人に対して確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷二号(二〇〇九)一四四頁以下。

(2) 拙稿「最高裁において平成二〇年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷六号(二〇〇九)一〇〇頁以下、同「最高裁において平成二一年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集六〇卷六号(二〇一一)五九頁以下、同「最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覧(付・裁判員裁判において平成二二年に言渡された死刑判決一覧)」関西大学

法学論集六一巻六号（二〇一二）一八四頁以下、同「最高裁において平成二三年に確定した死刑判決一覧（付・裁判員裁判において平成二三年に言渡された死刑判決一覧）」関西大学法学論集六二巻六号（二〇一三）一頁以下、同「最高裁において平成二四年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集六四巻一号（二〇一四）七五頁以下、同「最高裁において平成二五年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集六四巻六号（二〇一五）二九頁以下。最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成二〇年（二〇〇八年）末までに確定した死刑判決をまとめたものとして、拙著『死刑選択基準の研究』（関西大学出版部、二〇一〇）二〇三頁以下。

(3) 拙著・前掲注(2)。

* 判例資料の収集にあたって、関西大学図書館閲覧参考課レファレンスカウンターに大変お世話になりました。記して謝意を表します。